

## 消費者問題に関する2023年の10大項目

国民生活センターから、消費者問題に関する2023年の10大項目が公表されました。これは、消費者問題として社会的注目を集めたものや、消費生活相談の特徴的なものなどから選定されたもので、毎年公表されています。今年の10大項目から、一部をご紹介します。2023年は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、消費活動が活発化したことの影響のほか、成年年齢引き下げから1年経過後の相談状況、自転車ヘルメット着用の努力義務化などに注目が集まりました。

## &lt;2023年の10大項目&gt;

- ◆新型コロナウイルス感染症が5類感染症に  
旅行予約やチケット転売のトラブルが増加
- ◆18・19歳の契約トラブル  
「美」と「金」がキーワードに
- ◆改正消費者契約法、改正特定商取引法が施行
- ◆ステルスマーケティング規制始まる
- ◆ビッグモーター社の不正問題  
中古車販売業界や損害保険業界のコンプライアンスに課題
- ◆旧統一教会をめぐる問題  
国が解散命令を請求
- ◆訪問購入のトラブルが増加  
8割近くが高齢者
- ◆自転車のヘルメット着用  
年齢を問わずすべての人の努力義務に
- ◆子供の誤飲事故防止のための玩具の新たな規制
- ◆消費生活相談デジタル化・体制の再構築

- ◆新型コロナウイルス感染症が5類感染症に  
5月8日から「5類感染症」となり、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組をベースとした対応に変わりました。  
私たちの生活においても、マスク着用が自己判断になったほか、旅行がしやすくなったり、様々なイベントが開催されたりと、これまでの日常が徐々に戻り始めた年となりました。
- ◆18・19歳の契約トラブル 「美」と「金」がキーワードに  
2022年4月1日に、改正民法の施行により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、1年が経過した時点の相談状況としては、20歳代からの相談の特徴としてみられる「美(び)」「(脱)毛エステや医療サービスなど」、「金(かね)」(転売ビジネスやアフィリエイト内職など)に関する相談が、18・19歳でも多く寄せられました。特に、脱毛エステについては、2023年度も事業者の倒産が続き、多くの相談が寄せられていますが、契約当事者が男性の事例も少なく見られます。
- ◆自転車のヘルメット着用  
自転車乗車時の乗車用ヘルメット着用の努力義務は、これまで13歳未満の子どもが対象でしたが、改正道路交通法の

施行により、4月1日から、年齢を問わずすべての人が対象となりました。また、7月1日には、特定小型原動機付自転車の利用者にも乗車用ヘルメットの着用の努力義務が課されました。

【国民生活センター】

## 自転車用ヘルメット購入支援制度

徳島県では、自転車による交通事故被害を軽減させる自転車用ヘルメットの着用率向上を図り、県民の安全安心を確保するため、県と市町村が連携し、自転車用ヘルメットの購入費用の一部を補助する「自転車用ヘルメット購入支援制度」を創設しています！

## ◎補助制度の内容

## (1)補助対象者

徳島県内の市町村に住民登録があり、令和6年3月31日現在で、①満65歳以上の高齢者の方 ②満16歳～満18歳の高校生世代の方

## (2)補助金額

- ヘルメットの購入費用の2分の1
- ※購入費用：税込価格。購入時の割引やポイント利用分を差し引いた金額とする。
- ※送料等を含まないヘルメット本体の価格とする。
- 上限は、3,000円

## (3)補助対象となるヘルメット

- 安全基準を満たしている新品の自転車用ヘルメット
- 令和5年8月4日以降の購入分
- ※安全基準参考：SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマーク等の確認ができる自転車用ヘルメット

## (4)申請手続き

申請窓口はお住まいの各市町村となります。  
補助内容、申請方法、申請に必要な書類等は、市町村によって異なりますので、詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせください。

## ★SDGsクイズ★「ゴール2」飢餓に苦しんでいる人は？

12月は「寄付月間」SDGs「ゴール2 飢餓をゼロに」  
穀物は、世界中の人が暮らすのに必要な量の生産がされているにもかかわらず、世界には飢餓に苦しんでいる人がいます。

問題：世界人口の何人に1人が飢餓に苦しんでいるでしょう？

- ①9人に1人 ②900人に1人 ③3000人に1人



※答えは裏面

困ったとき、心配になったときは、  
消費者ホットライン

い や や  
188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

# 「令和5年度徳島県有機農業セミナー」を開催します

有機農業をなぜ国は推進しているの？どうやったら取り組む人が増えるのか？先進事例を中心に解説します

日時 令和6年1月24日(水) 午後1時30分～午後4時30分(受付開始 午後1時)  
会場 徳島グランヴィリオホテル 1階 グランヴィリオホール(徳島市万代町3-5-1)  
内容 「有機農業と持続可能なまちづくり」  
千葉商科大学人間社会学部 准教授 小口 広太 氏  
「兵庫県環境創造型農業の推進」  
兵庫県立農林水産技術総合センター 次長 西村 いつき 氏  
「小松島市における有機農業の取組について」  
小松島市産業振興部 部長 茨木 昭行 氏

申込締切 令和6年1月17日(水)まで

詳しくは徳島県HPへ

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kurashi/shizen/7235923>

## 令和5年10月1日からステルスマーケティングは景品表示法違反となります

広告であるにもかかわらず、広告であることを隠すことがいわゆる「ステルスマーケティング」です。景品表示法は、うそや大げさな表示など消費者をだますような表示を規制し、消費者がより良い商品・サービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守ります。消費者は、企業による広告・宣伝であれば、ある程度の誇張・誇大が含まれているものと考えており、そのことを含めて商品・サービスを選んでいきます。一方で、広告・宣伝であることが分からないと、企業ではない第三者の感想であると誤って認識してしまい、その表示の内容をそのまま受け取ってしまい、消費者が自主的かつ合理的に商品・サービスを選ぶことができなくなるかもしれません。

そのため、表示(広告等)の主体である事業者(企業〔広告主〕)は、消費者にとって事業者の表示(企業による広告等)であることを明瞭にしなければなりません。

詳しくは「消費者庁HP」

→[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/stealth\\_marketing](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/stealth_marketing)

## 《コラム》「2024年問題」とは？

～県消費者法務専門員：中川まな美(弁護士)～

みなさんは、物流や運送に関する「2024年問題」という言葉を聞いたことがありますか。

これは、2024年4月から、法律で、物流・運送に携わるトラックドライバーの時間外労働が制限されるため、物流が滞るおそれがあるという問題です。

トラックドライバーの方々は、これまで、他の産業と比較して、労働時間が長く、その割に賃金が低い状況にありました。このままでは、トラックドライバーのなり手がいなくなってしまうことから、働き方改革を進める必要があるのです。

2024年問題により、物流・運送が機能しなくなってしまう事態を防ぐため、私たち一人一人が物流・運送の負担を減らす心がけをしなければなりません。

たとえば、配達指定日時に自宅を留守にすると、トラックドライバーは、再配達をしなければならなくなります。この負担を減らすため、やはり、配達日時には必ず荷物を受け取るようにしたいですね。置き配をしてもらったり、コンビニで荷物を受け取るという方法もあります。

また、どうしても急ぎでほしい商品は別として、余裕を持った配達日時を指定してみてもいいでしょうか。急いで荷物を配達するのは、当然、トラックドライバーの負担となります。

さらに、商品を1個ずつ、何度も注文するより、まとめて買いまして一度で運んでもらった方が、トラックドライバーの負担が減ると思います。

物流・運送は、私たちの生活にとって、なくてはならない産業です。消費者として、2024年問題を自分のこととしてとらえていきたいですね。

### ★クイズの答え 正解：①

穀物は、世界中の人が食べられるほどの生産がされているのに収穫効率の悪さ、輸送・貯蔵などが要因になって十分な食事ができない人々がいます。また、日本では、国民1人がおむすび1個分のまだ食べられる食品を毎日ゴミとして捨てています。食品の廃棄や食品ロスを減らしたり、フードバンク活動に協力しましょう。

## お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ ☎ 088-623-0174

【電子メール】 [t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp](mailto:t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp)

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

